

博士論文審査及び最終試験の結果

審査委員（主査） 米谷匡史



学位申請者 飯倉 江里衣

論文名 満洲国軍朝鮮人の解放前後史
— 日本植民地下の軍事経験と韓国軍への連続性

[審査の経過と結論]

飯倉江里衣氏より博士学位請求論文「満洲国軍朝鮮人の解放前後史—日本植民地下の軍事経験と韓国軍への連続性」が提出されたことを受け、2017年6月21日開催の総合国際学研究科教授会にて審査委員会が選任され、学位審査が開始された。

審査委員会は、米谷匡史（教授、社会思想史・日本思想史）が主査を務め、副査として、愼蒼宇（法政大学社会学部准教授、朝鮮近代史）、中野敏男（本学名誉教授、歴史社会学・社会理論）、金富子（教授、主任指導教員、植民地朝鮮教育史・ジェンダー論）、橋本雄一（准教授、中国文学・植民地文化論）が担当し、5名の委員で審査をおこなった。

審査委員は、各委員がそれぞれの専門の見地から論文を精査し、内容を詳細に検討した上で、2017年7月31日に公開の最終試験をおこなった。そして、論文および最終試験の内容について協議をおこない、審査委員会は全員一致で、飯倉江里衣氏に博士（学術）の学位を授与することが適切であると判断した。

論文および審査の概要は以下の通りである。

[論文の概要]

本論文は、満洲国軍に入隊した朝鮮人による植民地解放前後（主に1932～1948年まで）の軍事経験を明らかにすることによって、日本の植民地下での朝鮮人による軍事経験が植民地解放後（以下、解放後）の南朝鮮（韓国）にどのように引き継がれたのかに関して、その具体的な連続性のありようを①現場の指揮官、②権限、③虐殺のイデオロギー・技術の三点から緻密に実証的に分析した労作である。満洲国軍とは関東軍（日本軍）によって創設され、多民族で構成された「親日」軍隊であった。研究対象は、主として満洲国軍の将校養成機関で教育を受け、解放後に南朝鮮へ移住し韓国軍に入隊した朝鮮人である。

本論文は、満洲国軍内に創設された朝鮮人部隊・間島特設隊の指揮官となった具体的な人物たちに注目しながら、朝鮮人が直面した植民地支配の実態を排除／包摂の両面から検証したうえで、間島特設隊における民衆虐殺を含む軍事経験が解放後の韓国軍のそれにど

のように引き継がれ、麗順事件で再現されたのかを個々の当事者の具体的な体験に立ち入って論証することに成功しており、その具体性において先行研究を塗り替え、あるいは補強した点で、オリジナルな学術研究として大きな意義がある。本論文は、満洲国軍朝鮮人研究、植民地解放後の韓国軍との連続性に関する研究にとどまらず、日本帝国史研究（とりわけ軍事史）、植民地軍研究、植民地教育史研究、解放前後史、ポストコロニアル研究、ジェノサイド研究、「親日派」研究、暴力論、口述史を含む資料論など多岐にわたる研究史上の意義を有するものであり、今後の研究の発展に多角的に寄与するものと高く評価できる。

本論文の章構成は、以下の通りである。

序章 軍事経験の連続性を問う

第1節 研究の課題

第2節 先行研究の検討

第3節 研究方法と資料・構成

第I部 満洲国軍と朝鮮人

第1章 朝鮮人の満洲国中央陸軍訓練処への入校（1932～1938年）

第1節 日系軍官制度の成立

第2節 満系軍官制度の成立と朝鮮人

第3節 満洲国の「治安及国防ノ義務」と朝鮮人

第2章 朝鮮人の満洲国陸軍軍官学校への入校（1939～1945年）

第1節 陸軍軍官学校受験の背景

第2節 事実上の「満系」採用（1～6期）

第3節 唯一の「日系」採用・金光植（7期）

第3章 満洲国軍朝鮮人部隊「間島特設隊」の軍事経験（1938～1945年）

第1節 間島特設隊の指揮官

第2節 間島特設隊による軍事作戦と虐殺

第3節 河北省灤県司集鎮地区における虐殺の経験

第II部 解放後の満洲国軍出身朝鮮人と韓国軍

第4章 満洲国軍出身朝鮮人の南朝鮮国防警備隊／韓国軍への入隊（1945～1948年）

第1節 朝鮮国軍準備隊に参加した満洲国軍出身朝鮮人

第2節 朝鮮人民軍創設に参加した満洲国軍出身朝鮮人

第5章 麗順事件時の韓国軍による虐殺と満洲国軍出身朝鮮人（1948年10月）

第1節 麗順事件勃発と韓国軍

第2節 韓国軍の軍事作戦と「戒厳令」

第3節 韓国軍による虐殺と金白一

終章

第1節 結論

第2節 本稿の意義

資料および引用・参考文献

以下は、各章の概要である。

序章では、満洲国軍朝鮮人の解放前後における軍事経験の連続性の検討を行うにあたり、次の仮説を提示した。満洲国軍朝鮮人による解放前後の軍事経験には、①虐殺をともなう軍事作戦の指揮官、②現場指揮官の裁量による「即決処分」（その場での虐殺）を可能にした権限の存在、③抵抗する民間人は「共匪」（共産化された「匪賊」）とみなし、処分すべしという虐殺のイデオロギー（虐殺の技術）、という3点に連続性がみられる、というものである。この仮説について、以下の本論で具体的な検証を行った。

本論は2部構成になっている。まず第1部（第1章～第3章）では、植民地期の満洲国軍朝鮮人の軍事経験とその背景を論じた。

第1章では、1932年に満洲国軍の将校養成機関として最も早く開校された中央陸軍訓練処（中訓）の朝鮮人採用制度に焦点を当て、関東軍が「満洲国」の朝鮮人と軍隊との関係をどうとらえたのかを分析した。関東軍は、朝鮮人が軍事にたずさわることによって根本的に消極的だったため、建前上朝鮮人は日本「内地人」と同一だが、実際は差別を設けて当然として、朝鮮人の中訓入校を制度的に制限したことを実証した。一方で関東軍は、「満洲国」での「内鮮一体」と「五族協和」の理念の間の矛盾を曖昧にし、朝鮮人の兵力動員に関し、状況に応じて恣意的な措置を行えるよう画策した点も指摘した。

第2章では、中訓の機能を受け継いだ陸軍軍官学校（1939年開校、軍校）に朝鮮人がどのような背景をもって入校したのかを、口述資料と文献資料とを相互参照しながら明らかにした。彼らは、植民地下で恵まれた家庭に生まれ、経済的な困難を抱えることなく中等教育機関へ進学できた特権的エリートという背景をもち、中等教育機関在籍中に先輩や担任教員、父親から強い勧めを受けたことを契機に、植民地教育体制のもとで憧れや誇り、出世欲などを持って軍校へ入校した。しかし軍校には、地位確立の欲望も、「日本人」と同等という幻想も抱かせない植民地支配構造が採用制度面、日常の実態に露骨に存在した。

第3章では、満洲国軍内の朝鮮人部隊・間島特設隊による間島省・熱河省・中国河北省での軍事経験に注目し、彼らがどのように日本軍の虐殺技術を身に着けたのかを論じた。間島特設隊では、上層部を日本人が占め、その下を朝鮮人が担った。朝鮮人の最高指揮官（連長）には、解放後の麗順事件時の民間人虐殺をも行なった現場の韓国軍指揮官となった金白一がいた。間島特設隊の指揮官は、抗日武装勢力の「即決処分」が可能な「臨陣格殺」の権限を与えられた。「臨陣格殺」が民間人に適用されたのは、日本軍の虐殺マニュアルによるものであったことを示した。

第Ⅱ部（第4章～第5章）では、解放後の満洲国軍出身朝鮮人による韓国軍での軍事経験とその背景を検証した。

第4章では、満洲国軍出身朝鮮人たちの解放直後の朝鮮半島での経験と、南朝鮮国防警備隊／韓国軍への入隊過程をみた。韓国軍の前身・南朝鮮国防警備隊への入隊が米軍政庁に挫折させられるなか、米軍政庁と手を組んだ満洲国軍出身朝鮮人・元容徳を介し、多くの満洲国軍出身朝鮮人が米軍政庁設立の南朝鮮国防警備隊の将校養成機関・軍事英語学校へ入校した。一方、北朝鮮で朝鮮人民軍創設にたずさわった満洲国軍出身朝鮮人も複数いたが、南北朝鮮の分断状況下でスパイ容疑を受け1948年に南朝鮮へ逃亡した。彼らは南朝鮮でもスパイ容疑を受けたが、満洲国軍出身の先輩たちに助けられ、韓国軍へ入隊した。

第5章では、1948年10月に南朝鮮で起こった麗順事件時の韓国軍による軍事作戦に注目し、満洲国軍の軍事体験がどう継承されたのか検証した。まず、麗順事件時の軍事作戦において実質的な最高指揮官は、元間島特設隊で最高指揮官(連長)を務めた金白一であった。金白一は、順天市掌握のため「戒厳令」を発動させ、虐殺可能な根拠をつくりだそうとした。蜂起軍参加の民間人は脱植民地化と南北朝鮮統一を目指し蜂起軍と共に警察官や「右翼市民」殺害を行ったが、金白一の指揮下にあった韓国軍は警察による援助を受けながら、青年の一齐検挙と殴打をともなう尋問のあとに、民間人の「即決処分」を実行した。

終章では、序章の仮説で示したように、満洲国軍朝鮮人による解放前後の軍事経験には①～③の3点において連続性がみられることが確認できたという結論と意義をまとめた。

[審査の概要—評価と問題点]

本論文についての審査委員会の評価は、以下の通りである。

(1) 高く評価できる点

①関東軍（日本軍）によって満洲国軍の朝鮮人部隊として創設された間島特設隊に注目し、その指揮官として民衆虐殺に関わった朝鮮人が、解放後には韓国軍に入隊して再び民衆虐殺に関わったという軍事経験の解放前後史に関して、一次史料を含む日本・中国・韓国・米国などの文献資料や口述資料を幅広く読み込み、一貫した視点で実証的に解明した点は重要な学術的意義を持っている。

②とくに金白一のような現場の指揮官（間島特設隊の指揮官 → 麗順事件の指揮官）によって法的権限やイデオロギー・技術とともに、いかに間島特設隊での軍事経験が麗順事件に再現されたかを追跡する論述は詳細かつ丹念であり、十分な実質のある軍事史研究になっている。こうした日本軍の虐殺技術の植民地主義的継承は、すでに指摘された枠組みの延長上に位置づけられうるが、その具体性において先行研究を塗り替える、あるいは補強する成果といえる。歴史のなかで不在化された人びとを浮上させた点も貴重である。

③植民地期の満洲国軍朝鮮人による軍事経験の背景にあった将校養成機関の採用制度の詳細を明らかにし、さらに採用制度における朝鮮人排除とともに朝鮮人が満洲国軍内で直面

した「過剰同調」を強いられる植民地支配の実態（「包摂」されたうえで維持された植民地支配構造）の両側面を明らかにした（第1・2章）。また、解放後の満洲国軍出身朝鮮人たちの南朝鮮国防警備隊／韓国軍への入隊過程や、北朝鮮の朝鮮人民軍創設への関わりなど、南北分断状況の影響のもとでの多様な歩みを可視化した（第4章）。これらに関しては、存命している金光植などのインタビューによる口述資料を含む資料を多く読み込み、これまでの先行研究でも明らかにされてこなかった空白部分の論証に多くの点で成功していることは重要である。

④間島特設隊における「臨陣格殺」の権限や、韓国軍における「戒厳令」など、「即決処分」・虐殺を可能にした法的権限に注目していること、民衆を「共匪」として虐殺するイデオロギー的背景に注目していることは、重要な着眼点である。

このような高い評価を受ける一方で、いくつかの疑問点や要望も提示された。

（2）疑問点と改善できる点

①虐殺のイデオロギーとその具体的な実践にかかわる技術（ノウハウ）の両者の関係性がわかりにくい。麗順事件でも詳細な表が必要であり、虐殺以外の軍事体験の多様性もみるべきである。麗順事件での同族虐殺という問題では、満洲国軍経験者の指揮官（金白一）と実行行為者である末端の韓国軍兵士たちの行動をどう関連させて事件の全体を説明するのか。また鎮圧・虐殺側だけでなく、虐殺対象の民衆側の証言も使うべきではないか。

②日本人の研究者が「親日派」研究にとりくむ重要性や立場性をどう考えるか。ジェノサイドにおける植民地支配責任として、どのような問題を提起できるか。

③麗順事件以前からはじまった済州島4・3事件の焦土作戦・民衆虐殺が本格化するなか、間島特設隊以来の軍事経験はどのように関わっているのか。東アジアの共産ゲリラの鎮圧戦争を行ったのは、国共内戦期の国民党軍、ついで満洲事変・日中戦争期の日本軍・満洲国軍、さらに朝鮮戦争・ベトナム戦争期の米軍・韓国軍へとつながるが、東アジアの軍事経験の系譜をどう考えるのか。

最終試験では、以上のような疑問点や要望が提示されたが、飯倉江里衣氏は指摘された疑問や課題、アドバイスに的確かつ真摯に対応し、今後の課題についても十分に自覚していることが確認できた。また審査において指摘された疑問点等は、本論文の研究成果や学術的価値を高く評価したうえで、研究をさらにブラッシュアップし、深めるべく提示されたものであり、本論文の意義を損ねるものではないことは、審査委員の間で共通した了解となっている。

審査委員会は、最終試験をふまえて、本学位請求論文が博士の学位にふさわしい重要な研究成果であると判断した。

以上により、審査委員会は全員一致で、この業績をもって飯倉江里衣氏に博士（学術）の学位を授与することが適切であるという結論に至った。